

徳島県業務継続計画 〈暫定版〉

平成24年3月

徳 島 県

目次

第 1	総則	1
1.1	暫定版の位置づけ	1
1.2	暫定版における被害状況の想定	2
1.3	暫定版の発動基準	4
第 2	業務継続体制の確保	5
2.1	非常時優先業務の業務継続のための体制確保	5
2.2	職員の緊急参集	5
2.3	本庁舎初動要員の確保	8
2.4	勤務時間内に三連動地震が発生した場合	10
第 3	庁舎機能等の維持	11
3.1	非常時優先業務の業務継続のための庁舎機能の維持	11
3.2	災害対策本部の活動スペースの確保	11
3.3	本庁舎の津波浸水対策	12
3.4	本庁機能の代替施設について	12

第 1 総則

1.1 暫定版の位置づけ

1.1.1 現行計画との関係

『徳島県業務継続計画〈暫定版〉』（以下「暫定版」という。）は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災から得られた教訓や課題を踏まえ、本県での発生が懸念されている「東海・東南海・南海の三連動地震」（以下「三連動地震」という。）に緊急に備えるため、東南海・南海の二連動地震での被害想定を前提に策定している『徳島県業務継続計画』（平成 20 年 3 月策定。平成 23 年 2 月改定。以下「現行計画」という。）を正式に改定するまでの間、暫定的に現行計画に優先して適用する事項（特に、津波浸水に対応するための対策など）等を整理したものである。

なお、暫定版に定められていない事項については、現行計画を適用する。

1.1.2 現行計画の改定

現行計画の改定は、次の点を考慮し、平成 24 年度中の策定をめざす。

なお、現行計画が改定された時点で、暫定版は失効する。

- 業務継続計画改定の前提となる津波・地震動に関する被害想定公表が、本年度中は津波高及び浸水予測の「暫定値」にとどまり、地震動による被害を含めた正式版の公表は平成 24 年度に予定されていること。
- 非常時優先業務（特に災害対応のための業務）を整理するためには、地域防災計画との整合性を確保する必要があるが、地域防災計画の改定が平成 24 年度にされていること。

1.2 暫定版における被害状況の想定

1.2.1 業務継続体制の検討の前提となる被害想定

1.2.1.1 三連動地震による被害想定

暫定版は、三連動地震による被害想定を前提とする*¹。

三連動地震による被害想定は、徳島県（以下「県」という。）が公表した次の資料の「最大津波モデル」による。

これらの資料は、県ホームページで公開している。

- 津波高暫定値（平成 23 年 12 月 21 日公表）*²

東日本大震災の巨大な地震と津波により、広域にわたり大規模な被害が発生したことにより、国において三連動地震における地震動・津波高等の検討が進められているところであるが、緊急的に対策が必要なものの根拠となる「津波高暫定値」を国の想定を待つことなく検討したものである。

- 暫定津波浸水予測図（平成 24 年 1 月 20 日公表）*³

暫定津波浸水予測図は、もし最大クラスの津波が発生した場合でも、県民の皆様が迅速かつ的確な避難行動が可能となるよう、避難場所・避難路などの避難対策や防災拠点施設の検証を行うために、緊急・暫定的な目安として示したものである。

なお、これらの想定の計算条件は、次のとおり。

- 中央防災会議 3 連動津波震源モデルを基本に、東北地方太平洋沖地震の検証を踏まえて、津波波源域を拡大し、海溝軸側のすべり量を増やした津波波源モデル（マグニチュード 9）により、シミュレーションを行っている。
- 「最大津波モデル」は、徳島県に最大の影響を与えるモデルとするため、室戸岬から潮岬にかけて海溝軸のすべり量を 3 倍 (18m) として計算している。

1.2.2 業務継続への影響

災害発生時の拠点となる沿岸部に所在する庁舎の浸水予測等は、表 1.1（p.3 参照）のとおりとなる。

*¹ 現行計画 第 2（pp.9-17）参照

*² http://anshin.pref.tokushima.jp/normal/earthquake/news.html?cid=earthquake_damage&nid=132445820376

*³ http://anshin.pref.tokushima.jp/normal/earthquake/news.html?cid=earthquake_damage&nid=132702489249

表 1.1 沿岸部の災害拠点庁舎の浸水予測

	本庁舎	徳島合同庁舎	鳴門合同庁舎	徳島県土整備局 徳島庁舎	県立防災 センター ・県消防学校	南部総合県民局	
						阿南庁舎	美波庁舎
H16.3津波浸水予測 による最大浸水深	なし	なし	なし	1.0m	なし	なし	1.0m
浸水深	0.0 - 0.5m	0.5 - 1.0m	0.0 - 0.5m	1.0 - 2.0m	敷地の一部 0.0 - 0.5m	なし	2.0 - 3.0m
	+20cm到達時間	32分	40分	32分	40分	21分	2分
第1波	ピーク到達時間	53分	61分	53分	57分	41分	20分
	津波高	3.9m	4.9m	3.9m	3.6m	3.4m	2.9m
最大波	到達時間	53分	61分	53分	57分	41分	30分
	津波高	3.9m	4.9m	3.9m	3.6m	3.4m	10.8m
津波到着時間及び 暫定値の参照場所	徳島市 マリニアピア東端	徳島市 マリニアピア東端	鳴門市 里浦海岸	徳島市 マリニアピア東端	松茂町 新滑走路東端	那賀川町 中島港港口	美波町 日和佐港入口

注意) 津波の到達時刻及び津波高については、庁舎位置ではなく、最下欄の「参照場所」での数値を記載している。

最大津波モデル

1.3 暫定版の発動基準

暫定版は、「県内で震度 6 強以上の揺れを伴う地震が発生し、大津波警報が発表された場合」に発動する*⁴（この場合を以下「三連動地震」という。）。

職員は、発動基準を満たした場合には、指示を待つことなく自動的に、業務継続の基本方針*⁵に基づき、通常業務を一旦停止させ、業務継続体制（災害対策本部体制）に移行する。

*⁴ 現行計画 第 1 の 2 の (1)(pp.1-2) 参照

*⁵ 現行計画 第 1 の 6 (p.6) 参照

第2 業務継続体制の確保

2.1 非常時優先業務の業務継続のための体制確保

非常時優先業務を確実に実施するためには、まず何よりも、個々の職員が地震や津波などから我が身を守ることが重要である。その上にとって、県は、必要となる職員等の人的資源を適切に配分するなど、業務継続体制を確保しなければならない。

暫定版では、勤務時間外に三連動地震が発生した場合に備え、

- 職員の緊急参集
- 本庁舎初動要員の確保

と、それ以外の

- 勤務時間内に三連動地震が発生した場合について整理する。

2.2 職員の緊急参集

現行計画からの変更点

現行計画 (pp.62-64) 「第4の6の(1) 職員の参集先」の一部変更。

- 職員の参集時においては、「津波浸水の影響などを十分に考慮し、個々の職員が参集時の安全を確認・確保した上で参集すること」を明記。
- 参集可能庁舎に、「県立防災センター・県消防学校」と「自治研修センター」を追加。

2.2.1 職員の緊急参集手順①=勤務地への参集

職員は、休日・夜間等の勤務時間外に三連動地震が発生した場合には、原則として、徒歩、自転車又はバイクで勤務地へ参集する（車は利用しない）。

ただし、次のような場合には、津波浸水の影響などを十分に考慮し、個々の職員が参集時の安全を確認・確保した上で参集すること。

- 勤務地の庁舎が、津波浸水想定区域になっている場合
- 庁舎に到着するまでに、津波の第1波が到着することが予想される場合
- 自宅が、津波による避難の対象地域になっている場合や、倒壊するおそれがある場合

2.2.2 職員の緊急参集手順②＝参集可能庁舎への参集

職員は、交通機関の途絶等により勤務地に参集することが困難な場合には、津波浸水の影響などを十分に考慮し、個々の職員が参集時の安全を確認・確保した上で、次の最寄りの参集可能庁舎のいずれかに参集する。

ただし、平常時から、それぞれの部局や所属で特別の定めをしている場合は、この限りではない。

- 本庁舎
- 徳島合同庁舎
- 鳴門合同庁舎
- 吉野川合同庁舎
- 南部総合県民局阿南庁舎
- " 美波庁舎
- 西部総合県民局美馬庁舎
- " 三好庁舎
- 県立防災センター・県消防学校
- 自治研修センター

2.2.2.1 自宅待機＝参集が困難な場合の対応

職員は、次に掲げる事由等により、勤務地にも、最寄りの庁舎にも参集することが困難な場合には、安否情報を所属に報告した上で、原則として、自宅待機（避難所への避難を含む）とする。その際には、所属からの連絡が取れるよう留意し、周辺の状況把握に努めつつ所属からの指示を待つ。また、待機の間は、周辺での救出・救助活動、避難者支援に携わるなど、地域貢献や地元市町村に積極的に参画する。

- ① 家族等が死亡したとき。
- ② 職員または家族等が負傷し、治療または入院の必要があるとき。
- ③ 職員の住宅または職員に深く関係する人が被災した場合で、職員が当該住宅の復

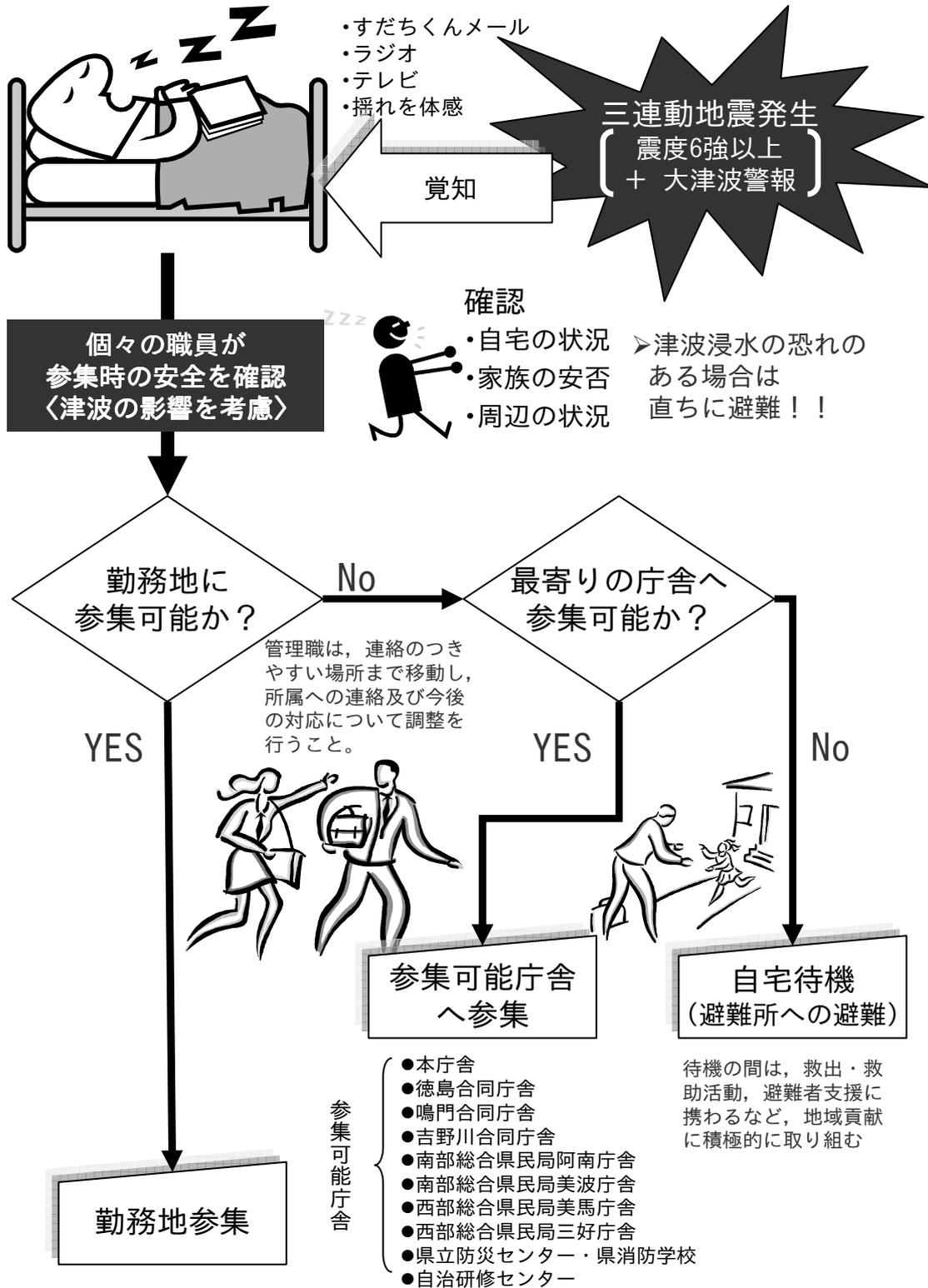


図 2.1 〈暫定版〉職員の緊急参集

旧作業や生活に必要な物資調達等に従事し、または一時的に避難しているとき。

- ④ 周囲にいる県民の避難や救助のために緊急の対応が必要であるとき、又は自主防災組織が行う緊急の対応に参加が必要なとき。
- ⑤ 自転車やバイクの利用が困難であり、徒歩により参集せざるを得ない場合で、その距離が概ね 20km 以上のとき。
- ⑥ 自宅周辺で、津波浸水のおそれがあり、避難が必要であるとき。

なお、課長職以上の管理職員が参集困難である場合には、必ず所属へ連絡し、対応について協議を行うなど、所属内の意思決定等に支障が生じることのないよう留意する。

2.3 本庁舎初動要員の確保

現行計画からの変更点

現行計画 (pp.69-72) 「第4の7 本部初動要員の確保」の変更

- 現行計画では「本部初動要員」としていたものを、本庁舎での初動対応を行う職員の確保という側面を強調し、「本庁舎初動要員」に名称を変更。
- 津波の本庁舎周辺への到達時間を考慮し、本庁舎から、原則として 1km 以内（道なり）に居住する職員を、本庁舎初動要員に指定（現行計画の本部初動要員は、原則として、本庁舎から半径 5km 以内の職員を指定）。

2.3.1 必要性

三連動地震発生時には、次のような点から、本庁舎に一定数以上の職員を参集させる必要がある。

- 災害対策本部を運営するための初動要員を確保する必要がある。
- 本庁舎の被災状況により、仮に本庁舎に災害対策本部を設置しない場合であっても、庁舎被害の状況や、外部からの連絡を受ける要員が必要になる。
- 周辺の県民が本庁舎に一時的に避難することが想定されている。その県民の方々の誘導等を行う要員が必要である。

2.3.2 本庁舎初動要員の指定

県は、休日・夜間等の勤務時間外に三連動地震が発生した場合に備え、本庁舎に設置する災害対策本部での初動・応急対策を実施する要員確保のため、県庁本庁舎から 1km 以内

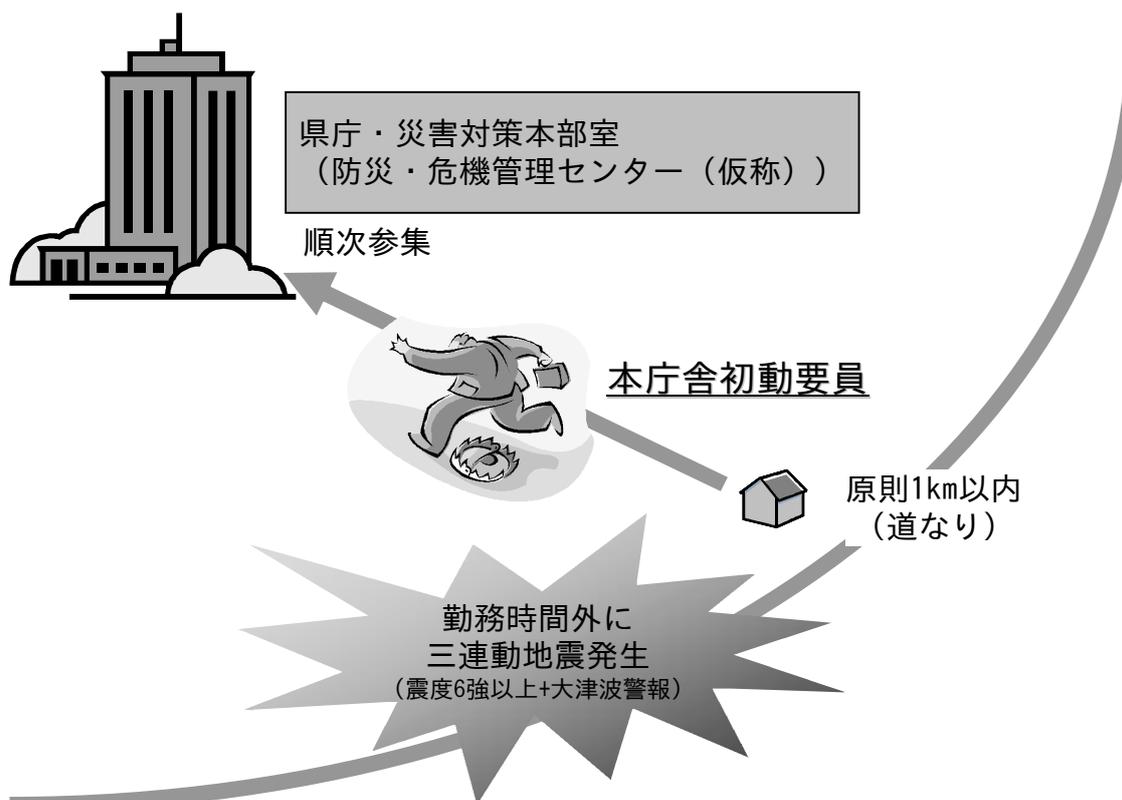


図 2.2 〈暫定版〉本庁舎初動要員

の距離（道なり）に居住する職員を「本庁舎初動要員」としてあらかじめ指定する。

本庁舎初動要員が参集する際には、状況に応じ、家族を本庁舎に避難させることにより、参集時間を短縮させることも考慮する。

なお、各部局は、必要に応じ、災害対応を行う庁舎での災害対応のための初動要員の確保方策（参集基準や参集方法など）について定める。

2.4 勤務時間内に三連動地震が発生した場合

現行計画からの変更点

現行計画 (pp.54-55)「第4の3の(2) 地震発生後の行動」に追加

- 津波浸水を考慮し、職員や来庁者、周辺からの避難者の安全を確保するため、「津波浸水の可能性のある位置に居る者は、地震動が収まり次第、津波浸水による被害を避けるため、直ちに、できるだけ高い位置（本庁舎の場合は2階以上のできるだけ高い位置）に移動する」ことを明記。
- 「庁舎外に居る職員は、安全を確保の上、本庁舎に戻るか、または、参集可能庁舎に参集すること」を明記。

各所属（各職員）は、三連動地震が発生した場合には、次の事項を実施・確認し、速やかに災害対策本部体制に移行する。

- ① 実施中の通常業務は一旦停止する。
- ② 庁舎全体、執務室内及び周辺の被災状況を確認する。
- ③ 職員や来庁者の安全を確保する。
負傷者が出た場合には、県庁診療所等と連携し、対応にあたる。
- ④ 非常時優先業務（応急業務を優先）を実施するための電源やパソコンの動作を確認するとともに、机やキャビネットが散乱している場合には、片付け作業を行い作業スペースを確保する。

さらに、津波浸水から安全を確保するため、次の事項についても実施する。

- ① 津波浸水を考慮し、職員や来庁者、周辺からの避難者の安全を確保するため、津波浸水の可能性のある位置に居る者は、地震動が収まり次第、津波浸水による被害を避けるため、直ちに、できるだけ高い位置（本庁舎の場合は2階以上のできるだけ高い位置）に移動する。
- ② 庁舎外に居る職員は、安全を確保の上、勤務地の庁舎に戻るか、または、参集可能庁舎に参集する。

第3 庁舎機能等の維持

3.1 非常時優先業務の業務継続のための庁舎機能の維持

非常時優先業務を実施するためには、職員参集、災害対策本部運営などの業務継続体制が確保されているだけでなく、電力、電話、防災行政無線、飲用水、トイレ、消耗品等の庁舎機能が維持されている必要がある。

暫定版では、本庁舎での災害対策本部設置・運営を行うための

- 災害対策本部の活動スペースの確保
- 本庁舎の津波浸水対策

と、万一、本庁舎に災害対策本部が設置できなくなった場合に備え、

- 本庁機能の代替施設

について整理する。

3.2 災害対策本部の活動スペースの確保

現行計画からの変更点

現行計画 (p.90) 「第5の2の(1) 災害対策本部室の常設化」の変更

- 「防災・危機管理センター（仮称）」について記述。

3.2.1 必要性

三連動地震発生時には、自衛隊や消防・ライフライン事業者等の防災関係機関、さらには国の機関や、広域応援のため関西広域連合をはじめとする応援自治体など、多数の機関・職員が本庁舎に集結し活動することとなる。

そのため、現状の本庁舎4階の危機管理部執務室や、災害対策本部室となっている405会議室の機能を見直し、災害対応のための応急業務を、関係機関とも連携し円滑に実施しうる活動スペースを早急に確保する必要がある。

3.2.2 防災・危機管理センター（仮称）の整備

県は、防災活動の中核機関となる災害対策本部を設置する本庁舎に、災害対策本部室及び防災機関活動室を備えた防災・危機管理センター（仮称）を整備する〔南海地震防災課：平成 24 年度実施〕。

3.3 本庁舎の津波浸水対策

現行計画からの変更点

本庁舎の津波浸水対策については、現行計画に記述なし。

3.3.1 必要性

三連動地震発生時には、本庁舎は最大で 0.5m の津波浸水があることが想定されているため、地下 2 階機械室にある、受変電設備・自家発電設備・ボイラー等空調設備類など、庁舎機能を維持するための重要機器類への被害が懸念される。

そのため、津波浸水被害を最小限に抑えるための止水・浸水対策を早急を実施する必要がある。

3.3.2 津波浸水対策の実施

県は、緊急性の高い次の浸水対策を速やかに実施する〔管財課：平成 24 年度実施〕。

- 地上階の止水対策として、出入口、地下駐車場への斜路や給排気口への防潮パネルの設置工事
- 地下の重要機械室の水密化対策として、水密扉やダクトダンパーの設置工事

3.4 本庁機能の代替施設について

現行計画からの変更点

現行計画 (pp.103–105) 「第 5 の 1 1 庁舎の代替施設の検討について」の変更

- 本庁舎に災害対策本部が設置できない場合には、「県立防災センター・県消防学校」又は「西部総合県民局美馬庁舎」を代替施設とすることを明記。

3.4.1 必要性

本庁舎は、災害対策本部を設置し、本県の災害対応の拠点となる施設であるため、スペースの確保や浸水対策の実施により、庁舎機能を維持する必要がある。

しかし、本庁舎自身の機能が維持・確保できたとしても、周辺の被害状況によっては、アクセス経路が確保できなかったり、電源や通信手段の確保のめどが立たないことなど、予見できない不測の事態の発生により、本庁舎に災害対策本部を設置できないことも考えられる。

そのため、本庁舎に災害対策本部が設置できない場合の代替施設をあらかじめ定める必要がある。

3.4.2 災害対策本部設置に必要となる庁舎機能

災害対策本部を設置する庁舎に求められる条件を例示すれば、次のようになる。

なお、本庁舎の代替施設を確保する際には、これらの点について考慮する必要がある。

- 県としての意思決定権者（知事・政策監・副知事）が参集していること、又は、密に意思疎通が図れること。
- 災害対策本部の運営に必要となる職員が参集していること。
- 外部との通信手段（電話、Mail、FAX、防災行政無線など）が確保されていること。
- 災害対応のための応急業務を実施するための活動スペースが確保されていること（自衛隊・消防等の災害対策本部に参集する外部機関の活動スペースを含む）。
- 職員や外部機関（自衛隊・ライフライン事業者、関西広域連合や応援府県等）が参集できる経路が確保されていること、又は、密に意思疎通が図れること。

3.4.3 本庁舎の代替施設

地震・津波被害により、災害対策本部を本庁舎に設置できない場合には、臨時的に、次の施設に設定する。

- （第一順位）県立防災センター・県消防学校
- （第二順位）西部総合県民局美馬庁舎

3.4.3.1 県立防災センター・県消防学校

県立防災センターは、平常時には、県民等の防災に関する体験学習、研修の場として利用されている。県消防学校は、消防職員・消防団員の教育訓練の場として利用されている。

大規模災害が発生した非常時には、これらの施設は、災害対策本部の補完、防災関係者、緊急消防援助隊の活動拠点等の機能を有するものとして整備されている。

そのため、本庁舎に災害対策本部を設置できない場合には、県立防災センター・県消防学校に災害対策本部を設置する。

3.4.3.2 西部総合県民局美馬庁舎

西部総合県民局美馬庁舎は、

- 三連動地震発生時においても津波浸水の影響が及ばないこと。
- 災害対応の指揮が執れる部長級職員が所在していること。
- 防災行政無線などの通信機器が整備されていること。

などを考慮し、災害対策本部を本庁舎又は防災センター・県消防学校に設置することが困難な場合には、西部総合県民局美馬庁舎に設置する。

西部総合県民局は、三連動地震発生時（震度 6 強以上＋大津波警報）においては、次の手順により、災害対策本部業務を行う。

- ① 西部総合県民局は、三連動地震発生時（震度 6 強＋大津波警報）には、西部総合県民局長を支部長とする災害対策本部支部体制を直ちに確立させる（徳島県災害対策本部運営規程第 14 条・第 15 条）。
- ② 西部総合県民局は、次のような場合には、自らの判断で美馬庁舎に災害対策本部事務局を設置し、国や関係機関との連絡・調整など、災害対策本部業務を開始する。
 - 本庁舎又は県立防災センター・県消防学校に災害対策本部の設置ができない旨の連絡を受けた場合。
 - 地震発生後 30 分以上、本庁舎又は県立防災センター・県消防学校に災害対策本部が設置されたことの確認が取れない場合。
- ③ 西部総合県民局は、本庁舎又は防災センター・県消防学校で災害対策本部設置が可能となった場合には、それらの庁舎に災害対策本部事務局業務を引き継ぐ。